

高利回り社債オープン・為替ヘッジ (毎月分配型)

追加型投信 海外 債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】

(2011年1月28日)



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))	年12回 (毎月)	北米	ファミリー ファンド*	あり (フルヘッジ)

上記、商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成22年12月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 15兆2524億円(平成22年11月30日現在)

<受託会社> 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう高利回り社債オープン・為替ヘッジの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成23年1月27日に関東財務局長に提出しており、平成23年1月28日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

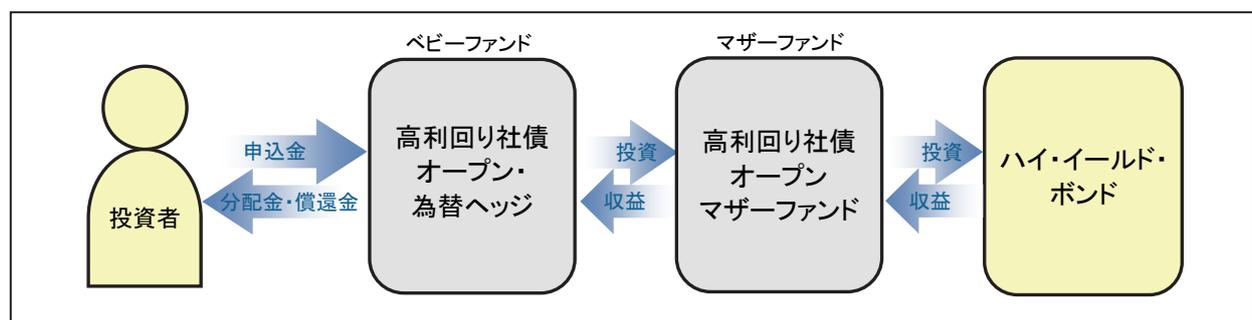
■主要投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象[※]とします。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合があります。

※「実質的な主要投資対象」とは、「高利回り社債オープン マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

■投資方針

- 米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。
 - ◆ 投資するハイ・イールド・ボンドは主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- 投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。
 - ◆ ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
 - ◆ ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
 - ◆ 同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ◆ 投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■運用の権限の委託

マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(NCRAM社)に、運用の指図に関する権限の一部を委託します。

委託する範囲	海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用
委託先名称	NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
委託先所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

債券価格変動リスク

債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド・ボンド等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。

為替変動リスク

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

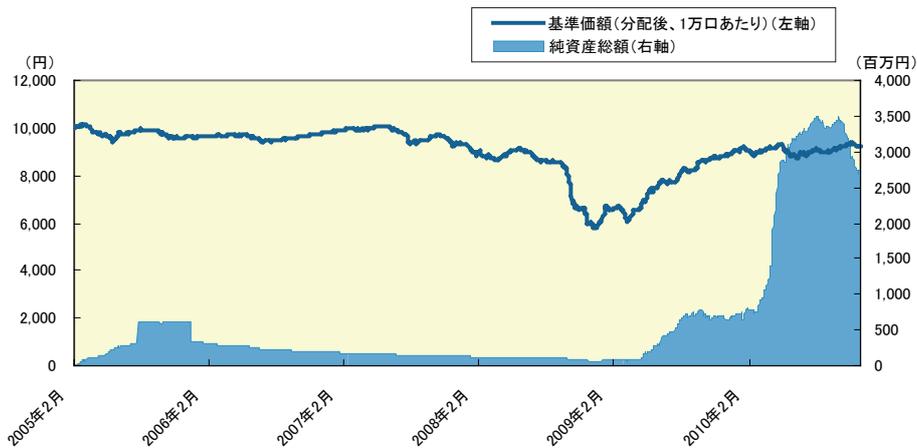
● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2010年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2010年11月	80 円
2010年10月	80 円
2010年9月	80 円
2010年8月	80 円
2010年7月	80 円
直近1年累計	935 円
設定来累計	2,430 円

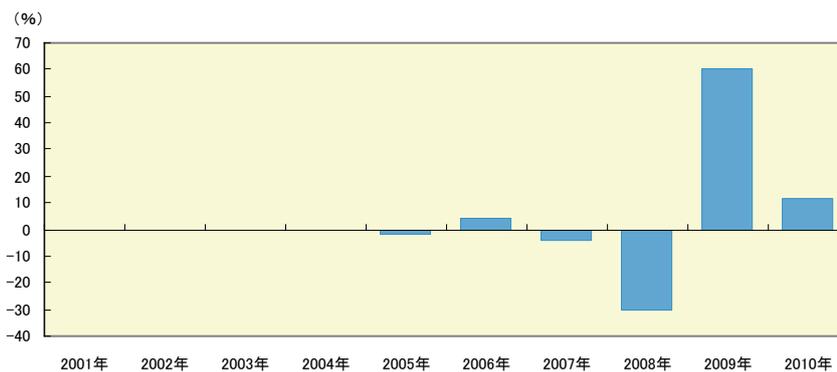
主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	CIT GROUP INC	1.1
2	NEXTEL COMMUNICATIONS	1.1
3	NUVEEN INVESTMENTS INC	0.9
4	MGM MIRAGE INC	0.8
5	HERTZ CORPORATION	0.8
6	GLOBAL CROSSING LTD	0.7
7	HCA INC	0.7
8	CINCINNATI BELL INC	0.7
9	SMITHFIELD FOODS INC	0.7
10	ENERGY FUTURE	0.6

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2005年は設定日(2005年2月1日)から年末までの収益率。
- ・2010年は年初から11月末までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース) (原則、購入後に購入コースの変更はできません。)	1万円以上1円単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購 入 代 金	原則、購入申込日から起算して6営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換 金 単 位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額	
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
購 入 の 申 込 期 間	平成23年1月28日から平成24年1月26日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換 金 制 限	1日1件5億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信 託 期 間	無期限 (平成17年2月1日設定)	
繰 上 償 還	受益権口数が20億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。	
決 算 日	原則、毎月5日(休業日の場合は翌営業日)	
収 益 分 配	年12回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信 託 金 の 限 度 額	5000億円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。	
運 用 報 告 書	1月、7月のファンドの決算時、および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。	
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	ありません

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。信託報酬率の配分は下記の通りとします。

信託報酬率		年1.785%(税抜年1.70%)
配分 (税抜)	委託会社	年0.95%
	販売会社	年0.70%
	受託会社	年0.05%

【運用の委託先の報酬】

マザーファンドの運用の委託先であるNCRAM社が受ける報酬は、マザーファンドを投資対象とする投資信託の委託会社が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託終了のとき支払われるものとし、その報酬額は、マザーファンドの平均純資産総額(月末の純資産総額の平均値)に、年0.57%の率を乗じて得た額とします。

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・ファンドに関する租税、監査費用 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

- * 上記は平成22年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

追加的記載事項

●ファンドの名称について

「高利回り社債オープン・為替ヘッジ」に「(毎月分配型)」を付記する場合があります。

